

質問及び回答

令和5年1月4日公表

No	該当文書及び項目番号等	質問	回答
1	物件の概要3(4)	ドクターヘリのランデブーポイントに必要な要件を教えてください。 校庭の一部に高さ8メートル程度の柱を建てる場合、その要件に触れないかを知りたい。	次ページを参照
2	物件の概要3(5)	光熱費はこれまでいくらぐらいだったのでしょうか？だいたい結構です。	閉校前は年間で約1,922,000円、閉校後は約1,044,000円です。

資料7 ドクターヘリの臨時離着陸場(離着陸する場所)について

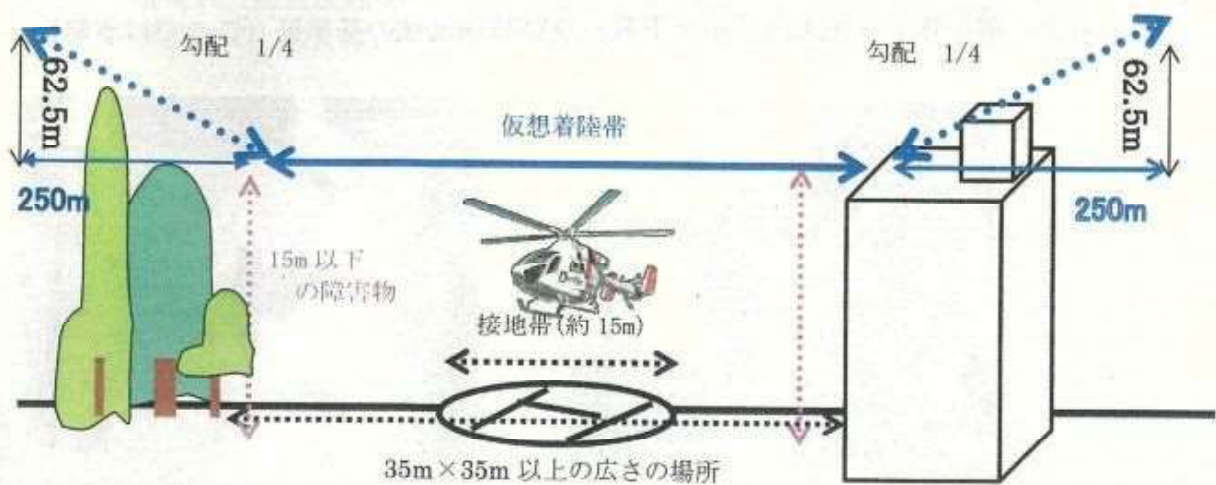
1. 平成12年2月に航空法が改正

従来「一般基準」の場所にしかヘリコプターは着陸できなかったが、ドクターヘリは「防災対応基準」に適應する場所にも着陸できるようになった。

2. 「防災対応基準」と「一般基準」等

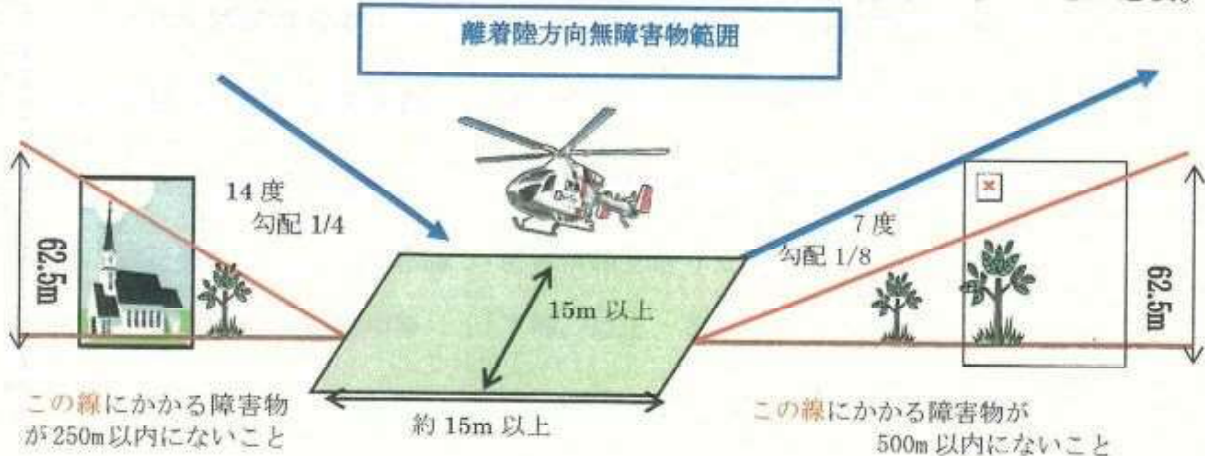
(1) 防災対応基準

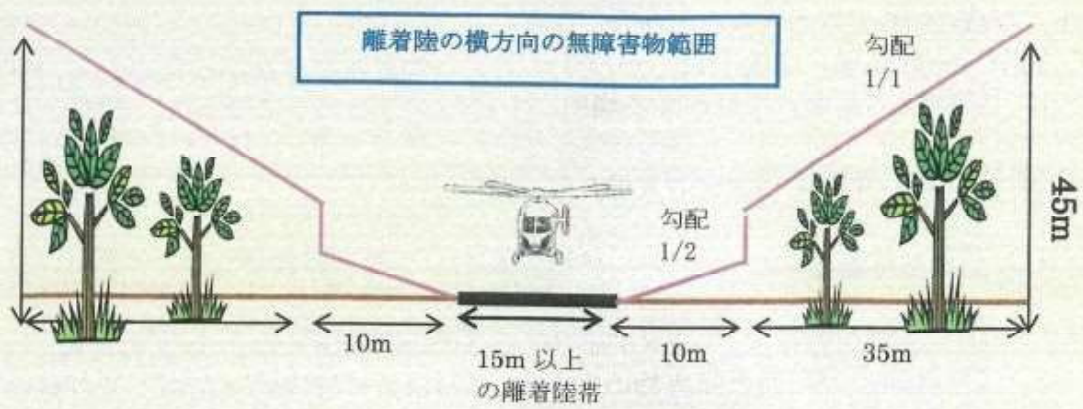
- ① 必要な地積は、35m×35m (MD 902 の場合 32m×32m) 以上の地積。
- ② 着陸帯の周囲の障害物の高さは 15m以上の障害物(電柱、及び建物等)が無いこと。



(2) 一般基準

- ① 必要面積：約 15m×15m以上の障害物の無い場所で、ヘリコプターが接地する場所(約 5m以上)は傾斜角 5%以内の場所が必要。
- ② 周囲の障害物の高さ：原則として進入面の両側は 1/1 (45度)の勾配の 10m以内に障害物がないこと。また、進入面 1/4 (14度)の勾配 250m以内に・1/8 (7度)の勾配 500m以内にそれぞれ障害物がないことが必要。





ウ 構造物上（屋上ヘリポート等）及び特殊地域の基準等（ここでは省略）